



神奈川県

KANAGAWA

平成29年度 国の施策・制度・予算に関する提案

平成28年6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国の金融・財政政策の効果などにより、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、新興国経済の減速により景気が下押しされるリスクがあることから、力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

また、わが国は、超高齢社会や人口減少社会など様々な課題に直面しています。

このため、本県では、こうした課題を乗り越え、神奈川から経済のエンジンを回すため、「未病を改善する」取組を通じた健康長寿の実現など、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けた取組を強力に推進しています。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤を確立するため、人件費の抑制や県債の発行抑制など財政健全化に取り組んできたところですが、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、臨時財政対策債の廃止など地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現による究極のエネルギー地産地消や大規模災害対策の推進など、本県の政策を一層推進するためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成29年度の予算編成及び施策の展開にあたり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成28年6月

神奈川県知事 為末祐治

目 次

I 地方分権

- 1 地方分権改革の着実な推進 1
- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革 3
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革 5

II エネルギー・環境

- 4 分散型エネルギーシステムの構築 7
- 5 自動車に係るPM2.5対策の推進 9

III 安全・安心

- 6 大規模災害対策の推進 11
- 7 基地対策の推進 13

IV 産業・労働

- 8 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進 15
- 9 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化 17

V 健康・福祉

- 10 医療・介護における提供体制の推進 19
- 11 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着 21
- 12 健康・長寿社会の実現 23
- 13 福祉制度等の見直し 25

VI 教育・子育て

- 14 子ども・子育て応援社会の推進 27

VII 県民生活

- 15 拉致問題の早期解決 29

VIII 県土・まちづくり

- 16 広域交通ネットワークの整備促進 31

- 参考1 提案事項 府省別一覧 33

- 参考2 提案事項 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略
関連項目一覧 35

I 地方分権

1 地方分権改革の着実な推進

提出先 各府省

【提案項目】

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 地方自治制度の抜本的な改革

【提案内容】

項目1 これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

(1) **提案募集方式については**、地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、**提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。**

(2) 提案募集方式による**過去の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては**、実現する方向で検討を進めること。

また、「**実現できなかったもの**」とされた提案については、提案団体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、情勢の変化を踏まえ**再度の提案があった場合には、積極的な対応を図ること。**

(3) 地方からの提案に基づく取組とともに、**国自らも**、国の出先機関の見直しを含めた役割分担の適正化を図るなど、**主体的に地方分権改革に取り組むこと。**

項目2 地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。

【実現による効果】

地方分権改革の推進により、県が自らの権限と責任において、県民ニーズを的確に捉えた施策を展開することが可能となり、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることができる。

【提案理由】

国においては、6次にわたる地方分権一括法を制定し、地方分権改革を進めているところであるが、今後想定される人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するには、地方がより主体的に行政サービスを展開できるようにする必要があることから、更なる地方分権改革に取り組む必要がある。

また、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定している現行の地方自治法は抜本的に改正すべきである。

【最近の動向と各項目の提案理由】

<事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進>

最近の動向：平成27年度の提案募集方式では、全国の提案228件のうち166件について権限移譲等の対応を図ることとされ、第6次地方分権一括法等により、措置されることとなった。

提案理由：(1) 地方分権改革を一層推進し、地方がより自主的・自立的に行政サービスを提供できるようにするため、引き続き提案募集方式に基づき、事務・権限の移譲及び規制緩和を推進する必要がある。

(2) 地方からの提案に対して、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果に基づいて必要な措置を講ずるとされているので、実現する方向で検討を進める必要がある。

また、「実現できなかったもの」とされた提案についても、情勢の変化を踏まえ、より具体的な現行制度の支障事例や制度改正による効果を示して、地方から再提案があった場合には、積極的に検討対象とする必要がある。

(3) 国は、提案募集方式による地方からの提案を検討するとともに、自らも、国の出先機関の見直しを含めた国と地方の役割分担の適正化や、これまでの義務付け・枠付けの見直しの中で設定された「従うべき基準」の撤廃も含めた規制緩和を更に進めるなど、主体的に地方分権改革を推進する必要がある。

<地方自治制度の抜本的な改革>

最近の動向：平成21年度に、国において地方自治体の組織・運営の自由度を高めるため、地方自治法の抜本的な見直しに向けた検討が開始され、平成22年度には、「地方自治法抜本改正についての考え方」が示されたが、現在、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制している規定の抜本改正について、具体的な検討は行われていない。

提案理由：現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとってわかりにくいものとなっている。地方自治法を、地方自治の大枠を分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直す必要がある。

(神奈川県担当課：政策局広域連携課)

2 地方税財政制度（財政関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 臨時財政対策債の廃止
- 2 地方交付税の総額確保と算定の見直し
- 3 国庫補助金及び交付金の見直しと基金事業の改善
- 4 国と地方の財政負担の適正化

【提案内容】

項目1 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、期限である平成28年度をもって廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

また、平成28年度においても、財政力の高い団体に対し、過度に配分される不公平な算定方法の更なる見直しを行うこと。

項目2 地方の固有財源である地方交付税は、平成27年度の地方財政対策において法定率が見直されたものの、現状では、地方の仕事量に見合った額が確保されていないことから、更なる法定率の引上げにより、総額を確保すること。

また、地方交付税の算定の見直しにあっては、土地価格が高いことによる行政コストの増加など大都市圏特有の財政需要を反映するほか、介護・医療・児童関係費などの適切な算定を行うこと。

項目3 地方自治体の裁量権を拡大するため、国庫補助金及び交付金を見直し、税源移譲を進めること。

なお、それまでの間、国の交付金を原資として創設した基金については、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう要件の見直しや運用改善を行うこと。

項目4 国と地方の役割分担を明確化し、財政負担の適正化を図る観点から、国直轄事業負担金は速やかに全廃すること。

また、地方超過負担はいまだに解消されておらず、地方財政を圧迫しているため、速やかに解消すること。

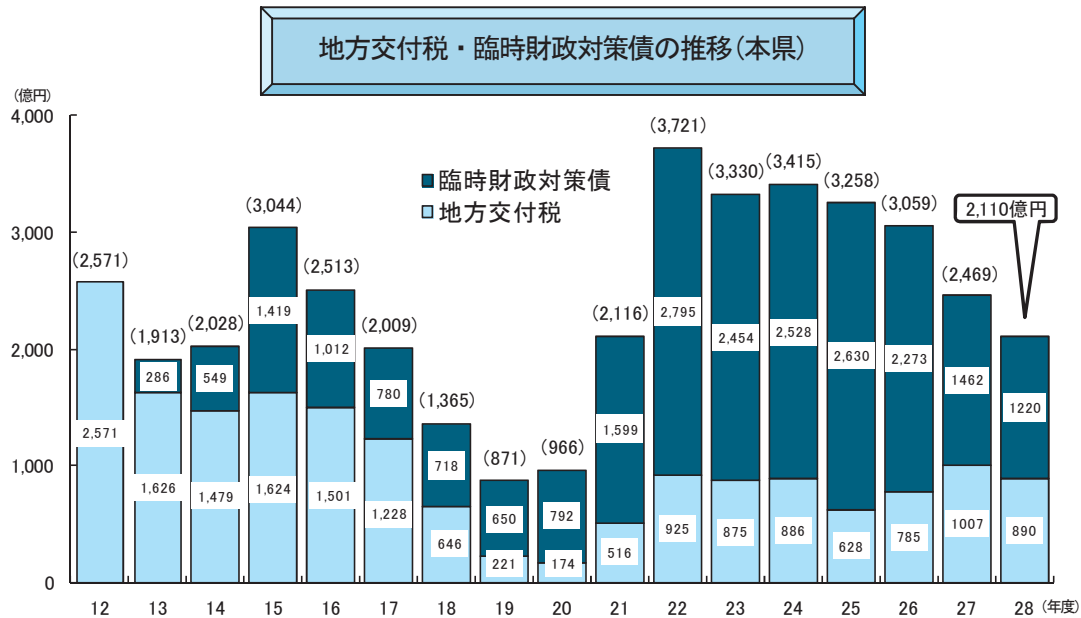
なお、地方に影響を与える制度変更等に当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方と十分な協議を行い、地方の同意を得て実施すること。

【実現による効果】

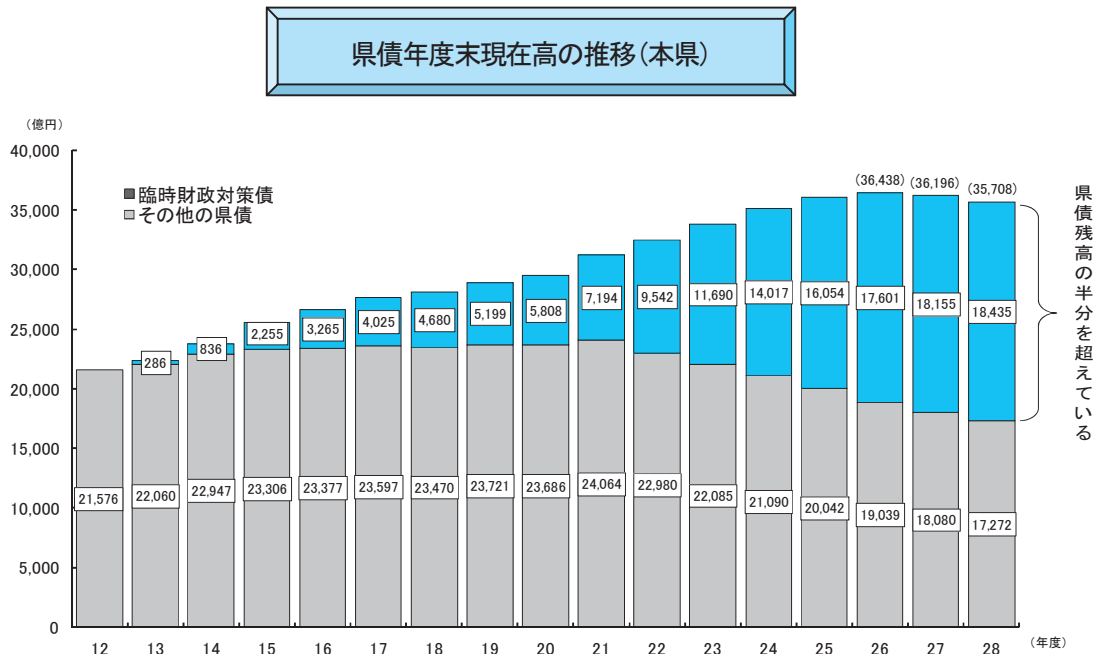
地方が担う事務と権限に見合った地方財源の充実強化が図られることにより、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが可能となる。

【提案理由】

真の地方創生を実現し、地方が自主的・自立かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。そのため、地方財源の充実強化を図る観点から、臨時財政対策債を廃止するとともに、地方交付税や国庫補助金等を確実に見直す必要がある。



臨時財政対策債は、財政力の高い団体に過度に配分されており、平成28年度当初予算では、本来地方交付税で措置される額の58%が臨時財政対策債となっている。



本県では、臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、臨時財政対策債は大量発行を余儀なくされ、残高は年々増加しており、県債残高の半分を超えている。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

3 地方税財政制度（税制関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現
- 2 地方法人税及び法人事業税交付金の廃止
- 3 自動車税の税率引下げを行う場合の代替財源の確保
- 4 課税自主権の拡大

【提案内容】

項目1 地方と国の仕事量（6：4）と税源配分（4：6）のギャップを解消し、地方の仕事量に見合った税源を確保すること。

そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。**

項目2 地域間の税収格差の是正は、本来、国の責任において地方税財源を拡充する中で行うべきである。

地方法人税は、地方税の一部を国税化するものであり、また、**法人事業税交付金は、地方法人税拡大により生じる市町村の減収分を法人事業税収で補填するものである。**これらは、いずれも地方分権に反するとともに、地方税本来の役割に照らして極めて不適切であることから、**速やかに廃止し、地方法人税を地方税に復元すること。**

項目3 自動車税は都道府県の基幹税であることから、仮に**自動車税の税率引下げを行う場合には、地方財政への影響が生じないよう、具体的な代替財源を税制度により確保すること。**

また、グリーン化を一層推進するとともに、徴収コスト削減の観点から、**車検時徴収の導入を検討すること。**

項目4 地方の**課税自主権の拡大**を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

【実現による効果】

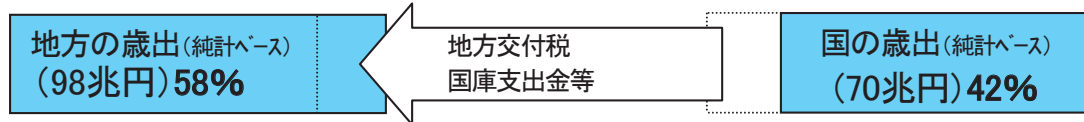
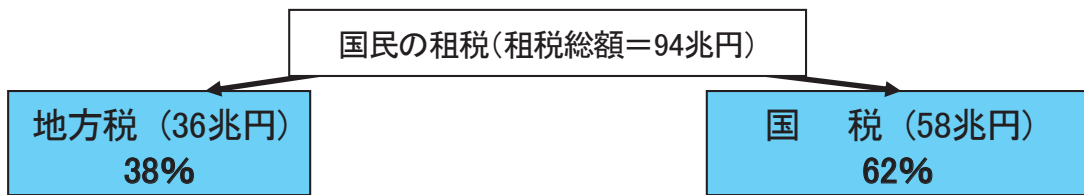
税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源が充実強化されることにより、地方自治体が担う事務・事業をより自主的・自立的に執行できるようになる。

【提案理由】

現状では、地方の仕事量に見合った税源が確保されていないことから、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることが必要である。

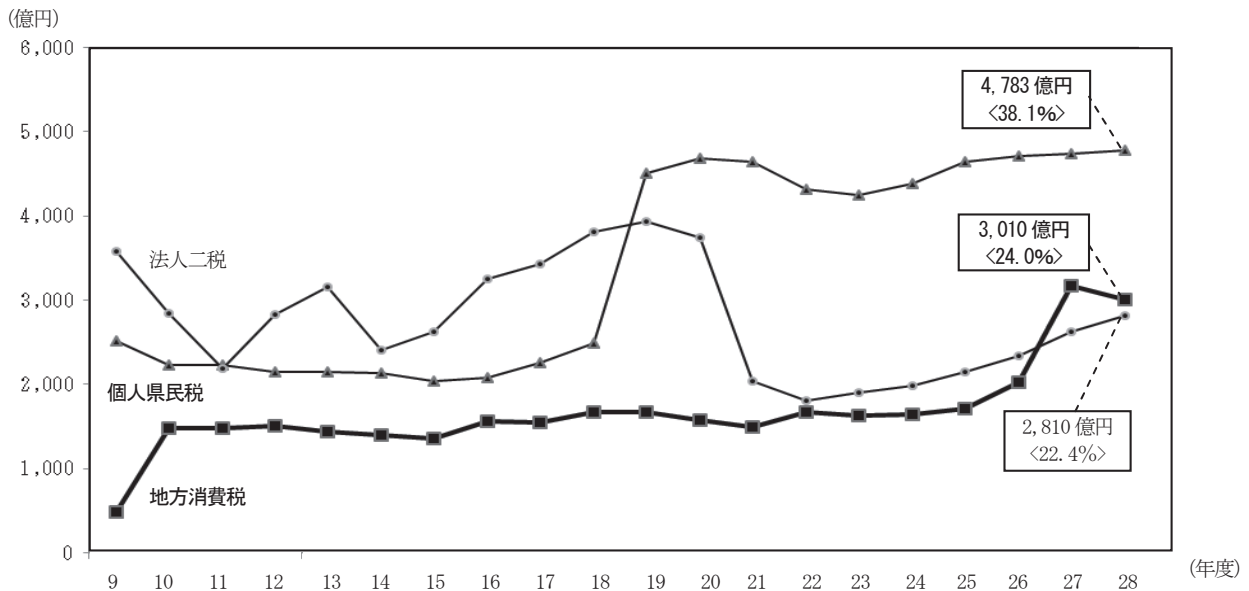
地方の課税自主権は、自治権の一環として憲法で直接保障されるものであり、平成25年3月の臨時特例企業税訴訟最高裁判決において、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」との補足意見が付されたことも踏まえ、その拡大を図ることが必要である。

地方と国の税源配分（平成26年度決算）



地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

主要税目の税収の推移（本県）



備考 1 億円未満切捨て。
2 平成26年度までは決算額、27年度は最終予算額、28年度は当初予算額。
3 < >内は、県税収入合計に占める割合。

人口1人当たりの税収額の指数

税 目	最大値	最小値	倍率
地方消費税（清算後）	129.7（東京都）	75.0（沖縄県）	1.7倍
個人住民税	162.8（東京都）	60.4（沖縄県）	2.7倍
法人二税	246.0（東京都）	40.1（奈良県）	6.1倍
固定資産税	157.6（東京都）	67.8（長崎県）	2.3倍
地方税合計	166.5（東京都）	65.1（沖縄県）	2.6倍

備考 1 平成26年度決算。
2 人口は住民基本台帳（H27.1.1）による。
3 最大値及び最小値は、全国平均を100とした場合の指数。

Ⅱ エネルギー・環境

4 分散型エネルギーシステムの構築

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

【提案項目】

- 1 エネルギー自立型住宅・ビル・街の実現
- 2 「水素社会」の実現に向けた燃料電池自動車等の普及促進

【提案内容】

- 項目1** (1) 多様な用途が期待される有機系薄膜太陽電池の普及に向け、固定価格買取制度における設備認定基準を早期に定めること。また、設備認定を受けずに、自家消費等を目的に導入する場合は、まだ設置費用が高いことから、補助金の補助率を引き上げること。
- (2) 固定価格買取制度における入札制の導入に際しては、適用対象を大規模太陽光発電に限定するとともに、規模や形態に応じ、格差が生じた場合には買取価格の細区分化を図るなど、地域の中小規模発電事業者の参入を促進する措置を講じること。
- (3) 需要地に近い電源から電力を調達し、供給するエネルギーの地産地消を推進するため、低圧向けの託送料金を低減すること。
- 項目2** (1) 「水素社会」の実現に向け、燃料電池自動車（FCV）の普及を促進するため、バスやタクシー等の公共交通機関に集中的に導入し、それらを災害時に非常用電源として活用するモデル事業等に対する新たな支援策を講じること。
- (2) 燃料電池システムを多様な輸送用途に拡大していくため、燃料電池フォークリフト等の産業用車両への屋内水素充填が可能となるよう、安全基準の見直しを行うこと。

【実現による効果】

太陽光発電の普及や水素エネルギーの利活用は、分散型エネルギーシステムの構築の根幹をなすものであり、災害レジリエンスの強化や地域経済の活性化が図られる。

【提案理由】

電力系統に負担をかけず、電気料金が上昇する問題もないエネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現に向けて、太陽光発電の一層の普及拡大が必要である。こうした中で、本県では、平成26年度から「薄膜太陽電池普及拡大プロジェクト」に取り組み、窓や壁面、マンションバルコニーへの設置など、新たな用途を開発したところであるが、これらの新たな用途を普及していくに

は、設置費用が高い有機系薄膜太陽電池について、固定価格買取制度の活用、もしくは、自家消費目的の場合の補助率優遇等の支援が必要である。

また、固定価格買取制度における入札制の導入については、資金力が乏しい中小企業には不利になると見込まれるため、入札対象を大規模太陽光発電に限定する必要がある。

さらに、託送料金については、需要地近接性評価割引の見直しが行われたが、分散型電源の増加等の電力供給の実態に即して、低圧向けの託送料金のさらなる低減化が必要である。

水素社会の実現に向けては、平成27年3月に策定した「神奈川の水素社会実現ロードマップ」に沿って、燃料電池自動車の普及等に取り組んでいるが、今後は、バスやタクシー等の公共交通へ燃料電池自動車を導入し、水素ステーションの稼働率向上を図るとともに、非常用電源としての活用を図る取組が重要である。

また、風力発電により製造したCO₂フリー水素を燃料電池フォークリフトへ供給する実証事業を、環境省の採択を受け実施しているが、将来の普及に向けて不可欠と考えられる屋内水素充填が可能となるよう、火気距離制限（現状8m）の縮小及び水素ガスの滞留防止措置の緩和について、高圧ガス保安法に基づく安全基準の見直しを行う必要がある。

○県内中小企業による太陽光発電事業（地上型・1,000kW以上）

	秦野太陽光発電所	神奈川電力厚木太陽光発電所	佐島が丘メガソーラープラント	きらめきの丘おおい	牧野メガソーラー
太陽電池出力	4,276kW	3,922kW	2,560kW	2,116kW	1,000kW

○太陽光発電／規模別のシステム費用（平成28年調達価格及び調達期間に関する意見(抜粋)）

	10-50kW未満	50-500kW未満	500-1,000kW未満	1,000kW以上
平成26年	35.1万円/kW	32.4万円/kW	30.2万円/kW	29.6万円/kW
平成27年	33.2万円/kW	30.9万円/kW	30.0万円/kW	29.4万円/kW

○託送料金（東京電力）

	特別高圧向け	高圧向け	低圧向け
改定前	1.95円/kWh	3.81円/kWh	—（※）
平成28年4月1日改定後	1.98円/kWh	3.77円/kWh	8.57円/kWh

※低圧向け託送料金は、平成28年4月から新設

【本県での取組状況等】

○薄膜太陽電池普及拡大プロジェクト



〔東京急行電鉄(株) 元住吉駅〕



〔キリンビール(株) 横浜工場〕



〔京浜急行電鉄(株) 金沢文庫現業事務所〕

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

5 自動車に係るPM_{2.5}対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 ORVR車導入の早期法制度化
- 2 旧式ディーゼル車の使用禁止など対策強化

【提案内容】

項目1 PM_{2.5}の発生原因のひとつであるガソリンベーパーの排出を抑制するため、米国の規制に対応し輸出車では装着されている回収装置を、国内車でも装着するよう、ORVR車の早期義務付けを行うこと。

項目2 PMを大量に排出する旧式ディーゼル車の使用を禁止するとともに、新車への転換のための支援措置を講じること。

【実現による効果】

ORVR車の導入により、PM_{2.5}や光化学オキシダントの原因物質のひとつであり揮発性有機化合物（VOC）の一種であるガソリンベーパーの排出が抑制されることから、PM_{2.5}や光化学オキシダントの環境基準の改善が期待される。

また、最新規制適合車と比較しPMを大量に排出する旧式ディーゼル車は全国でまだ20%以上走行しており、その使用を禁止することにより、PMの削減が図られ、結果としてPM_{2.5}の削減に寄与することになる。

【提案理由】

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の平成26年度の本県の環境基準の達成率は23.7%と低く、その低減対策は喫緊の課題となっている。その原因物質のひとつであるガソリンベーパーの排出抑制対策については、平成28年度中に中央環境審議会が答申をまとめる予定となっている。また、我が国のガソリンベーパー対策は、諸外国に比べて遅れている。

ガソリンベーパーの排出を抑制するためには、大きく分けてガソリンスタンド側の対策と自動車側の対策があるが、自動車側の対策として、既に米国輸出車に装着され、ガソリンベーパーを給油時、走行時、駐車時のあらゆる場面で回収できる装置を装着した車（ORVR車）の普及が効果的であることから、国内でもORVR車を義務付けるべきである。

また、PM_{2.5}は広域に移流するものであるため、その対策として粒子状物質（PM）の排出量が極めて多い旧式ディーゼル車（平成8年以前に初度登録）の使用を禁止するとともに、PMの排出量が少ない新車への買い替えを促すことも急務である。

【本県での取組状況等】

大気汚染防止法の政令指定都市とともに常時監視測定局の整備を進め、ホームページで測定結果を公開し、国の指針に基づき高濃度予報を行っている。

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成15年10月から、粒子状物質の排出基準を満たさない旧式ディーゼル車の県内運行を禁止している。

また、同条例に基づき、容量30kL以上の貯蔵施設を伴う給油施設について通気管にベーパーリターン設備を設けることを義務付けている。(昭和53年9月から義務化)

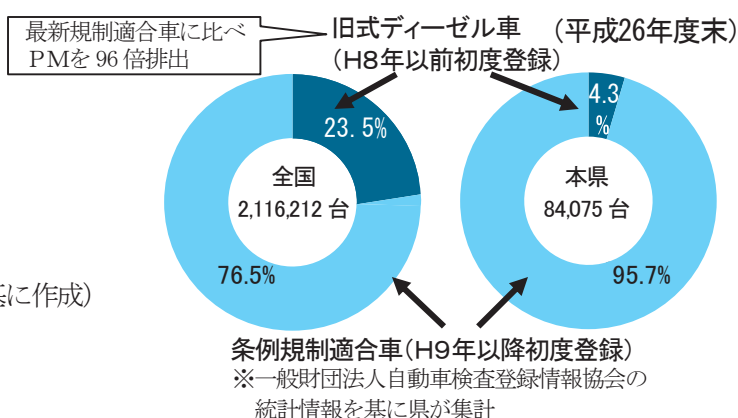
平成26年秋の九都県市首脳会議等で本県から、自動車からのガソリンベーパー排出抑制対策として、ORVR車の早期義務付けを提案し合意され、国に対し要請を行った。

【PM_{2.5}の環境基準達成率】(平成26年度)

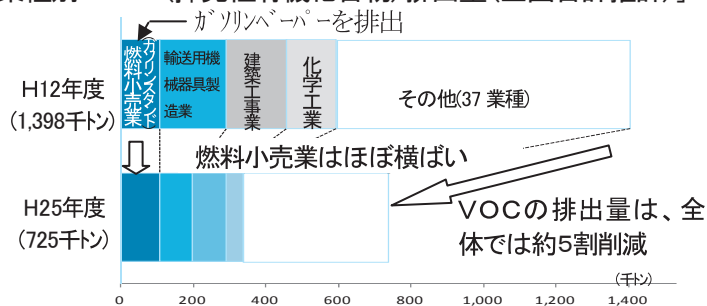
区分	測定局数	達成局数	達成率(%)
一般環境測定局	41 (672)	11 (254)	26.8 (37.8)
自動車排出ガス測定局	18 (198)	3 (51)	16.7 (25.8)
合計	59 (870)	14 (305)	23.7 (35.1)

※()内は全国状況(環境省資料を基に作成)

【貨物自動車に占める旧式ディーゼル車の割合】



【業種別VOC(揮発性有機化合物)排出量(全国合計推計)】



【国内外のガソリンベーパー規制状況】

区分	日本	米国	欧州
荷卸時	△	○	○
給油時(SS側)	×	○→廃止(注)	○
給油時等(車側)	×	○	×

※ ○：規制
△：一部自治体が規制
×：未規制

注：米国では当初SS側で規制していたが、現在は車側への対応(ORVR車)に移行

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

Ⅲ 安全·安心

6 大規模災害対策の推進

提出先 内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、
気象庁、原子力規制庁

【提案項目】

- 1 箱根山火山の観測体制の強化
- 2 大規模地震における応急対策活動の強化
- 3 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立
- 4 石油コンビナート地域の防災対策の強化
- 5 原子力災害に関する対策の整備

【提案内容】

- 項目1 箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、広域的な観測データの提供などの技術的支援を行うこと。
- 項目2 首都直下地震や南海トラフの巨大地震について、具体的な応急対策活動に関する計画に位置付けられた対策の充実強化を図ること。
- 項目3 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立を図ること。特に、南関東地域については、東海地震と同様に充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。
- 項目4 石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、災害の早期検知の技術開発や教育・訓練の実施に対する支援など、防災対策の充実強化を図ること。
- 項目5 原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

【実現による効果】

箱根山火山の観測体制の強化により、本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実が図られ、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

また、大規模地震発生時における応急対策活動の充実強化や、南関東地域の観測網等の整備により、本県に甚大な被害が想定されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震などが発生した際の迅速な救助・消火活動の実施や緊急輸送ルート確保、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

また、石油コンビナート地域における災害の早期検知の技術開発や教育・訓練に対する支援といった防災対策の強化により、本県が促進している地震・津波対策や産業保安等に係る事業者の取組みが加速され、県民にとって安全・安心の向上とエネルギー等供給体制の強靱化が図られる。

さらに、原子力災害に関する対策の整備により、本県が取り組んでいる原子力災害対策のための地域防災計画及びオフサイトセンターの整備等を進めることができ、万一、原子力災害が発生した場合の迅速な対応につながる。

【提案理由】

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられたが、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データの提供など、技術的支援の更なる充実強化が必要である。

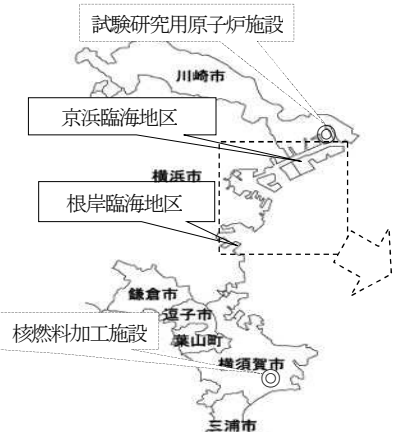
死者数の概ね半減などの減災目標や、目標達成のための施策が盛り込まれた「首都直下地震緊急対策推進基本計画」が平成27年3月に閣議決定され、平成28年3月に「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が中央防災会議幹事会で決定された。今後は、計画を着実に推進するとともに、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」への対応の検証を行い、対策の更なる充実強化を図る必要がある。

地震の事前予知に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域においても東海地震同様に観測網及び予知研究体制を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

石油コンビナートは我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であり、災害や事故により大きなダメージを受ければ、周辺の住民や事業者にとどまらず、国内のエネルギー供給や国際競争力にも甚大な影響が及び、我が国経済を揺るがす事態になることから、事業者の防災対策が着実に進むよう、国として対策を講じる必要がある。

原子力発電所以外の原子力事業所に係る「原子力災害対策重点区域」の範囲、オフサイトセンターのあり方、放射性廃棄物の処理の仕組みについて、早急に取りまとめる必要がある。

【神奈川県内の石油コンビナート及び原子力事業所の立地状況】



※ 規模

- ・ 高圧ガス処理量 全国第2位
(H27.4.1現在/消防庁統計資料)
- ・ 原油処理能力 全国第2位
(H27.12月現在/石油連盟資料)

本県の石油コンビナートは全国トップ規模*であり、首都高速道路、羽田空港及び鉄道に近接し、人口密集地域を背後に控えている。

原子力事業所としては、川崎市に試験研究用原子炉施設、横須賀市に核燃料加工施設がある。



(神奈川県担当課：安全防災局災害対策課、危機管理対策課、工業保安課)

7 基地対策の推進

提出先 内閣府、外務省、防衛省

【提案項目】

- 1 基地の整理・縮小・返還の早期実現
- 2 厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実現
- 3 基地周辺対策の充実強化
- 4 基地の安全管理の強化
- 5 日米地位協定の見直し
- 6 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

項目1 県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

項目2 在日米軍再編に係る日米合意を踏まえ、空母艦載機の1日も早い移駐及び恒常的訓練施設の確保を確実に実現すること。また、それまでの間、移駐の具体的なスケジュールや進捗状況等について、関係自治体に情報提供等を行うとともに、空母艦載機の着陸訓練を硫黄島で完全実施するなど騒音問題の解決に積極的に取り組むこと。

項目3 基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

項目4 基地の安全確保のため、日ごろから、基地と地元など日米関係機関で安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の迅速かつ円滑な基地立入りの実現を図るよう、早急に米側と調整すること。

項目5 日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを構築すること。また、基地の安全確保に向け、基地での事故発生後の国への速やかな調査報告に加え、基地の安全管理や事故発生後の再発防止策に自治体の意見が反映される仕組みを設けること。

項目6 原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。

【実現による効果】

基地の整理・縮小・返還や厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実施、日米地位協定の見直し等の基地対策により、地域の生活環境の整備・保全やまちづくりに障害を与える、騒音、事件・事故、環境問題など、様々な問題が解消、あるいは緩和されることとなる。

また、国が原子力艦の事故による原子力災害対策の充実を図ることにより、本県が国の主導の下に取り組んでいる原子力艦の原子力災害対策のための地域防災計画の整備や、新たな防災資機材の整備等を進めることができ、万一、原子力艦の原子力災害が発生した場合の迅速な対応につながることとなる。

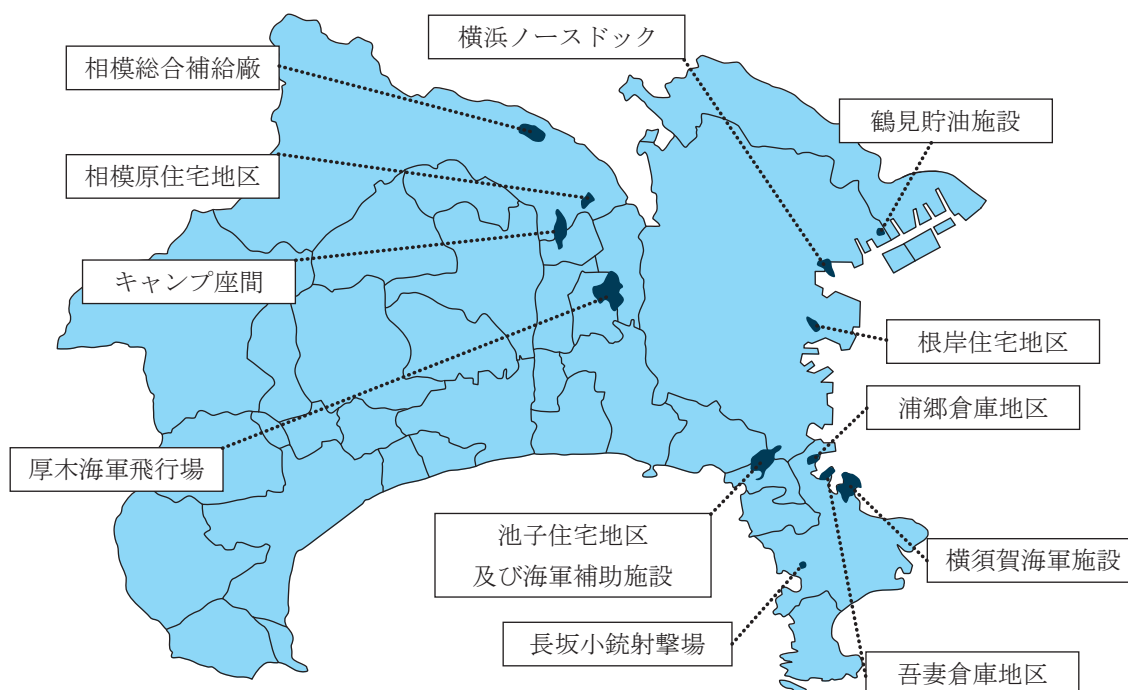
【提案理由】

基地問題の解決は国が責任を持って対応することが不可欠である。

また、原子力艦の原子力災害対策については、国は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る作業委員会」の検討結果を踏まえ、実効性のある原子力災害対策を国の責任のもと講じる必要がある。

【本県基地の現状】

- 都市化が進む人口密集地に12の基地が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など、在日米軍の重要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 第七艦隊の主要艦船が横須賀海軍施設をいわゆる母港とし、原子力空母が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、空母艦載機による大きな騒音被害が発生



(神奈川県担当課：政策局基地対策課、安全防災局危機管理対策課)

IV 産業・労働

8 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進

提出先 内閣官房、内閣府

【提案項目】

- 1 国の「健康・医療戦略」等への「未病」の明確な位置付け
- 2 国家戦略特区等におけるプロジェクト推進の加速化
- 3 総合特区推進調整費の柔軟な運用

【提案内容】

項目1 健康・長寿社会の実現に向けた「未病」を基軸とした取組を全国的に推進するため、未病コンセプトや具体の取組の方向を国家戦略である「健康・医療戦略」に具体的に位置付けるなど、特段の措置を講じること。

項目2 国・地方・民間が一体となって取り組むべき国家戦略特区及び総合特区のプロジェクトを推進するため、規制緩和等の協議に速やかに対応すること。

項目3 総合特区推進調整費について、関係府省予算における対応が困難な場合には、指定地域に直接交付する制度を創設すること。

また、独立行政法人等が執行する補助事業も対象とすること。

【実現による効果】

「健康・医療戦略」や、国家戦略特区及び総合特区制度をはじめとした国の政策と、本県が取り組むヘルスケア・ニューフロンティア政策等が一体となって取組を進めることにより、未病コンセプトの国内外への普及拡大、未病産業創出等のためのビジネス環境の整備に必要な規制改革が実現し、県民の健康寿命の延伸や新たな市場・産業の創出が加速する。

【提案理由】

本県では、超高齢社会を乗り越えるため、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病を改善する」という2つのアプローチを融合させ、県民の健康寿命の延伸や新たな市場、産業を創出する「ヘルスケア・ニューフロンティア」に取り組んでいる。特に「未病」を基軸とした取組については、国の「健康・医療戦略」（平成26年7月策定）や「健康・医療戦略の実行状況と今後の取組方針2015」（平成27年7月決定）にも、『健康・未病産業や最先端医療関連産業』をはじめとした健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出」と記載され、地方の先駆的な取組として紹介されている。本県では、「未病サミット神奈川宣言」の採択や世界に向けた発信などを行い、「未病」

の考え方を社会に広めているが、今後は、全国的に推進するため、国家戦略として明確に位置付ける必要がある。

また、「国家戦略特区」等3つの特区を活用し、必要な規制改革を実現し、イノベーションを生み出す基盤の構築を図り、健康・医療市場のビジネス環境を整備するため、より積極的な規制の特例措置や財政上の支援措置を実現する必要がある。

さらに、総合特区において、関係府省の予算制度を機動的に補完し、効果的に財政上の支援措置を行うためには、総合特区推進調整費を指定された特区へ直接交付する制度の創設が必要である。

加えて、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の独立行政法人の設立に伴い、今まで省庁で実施していた医療分野の研究開発に関する事業がAMEDに移管されたが、総合特区推進調整費の対象は省庁が実施する事業に限定されている。事業者がより活用しやすい仕組みとするため、独立行政法人が執行している補助事業についても対象とする必要がある。

【本県での取組状況等】

平成23年12月に、横浜市及び川崎市と共同で「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の指定を受け、平成25年2月には、「さがみロボット産業特区」の指定を受けた。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区では、平成26年度に総合特区推進調整費（本体予算：経済産業省）を活用し、川崎市の殿町区域に再生・細胞医療の実用化・産業化拠点であるライフイノベーションセンターを整備するなど、ライフサイエンス分野における国際競争拠点の形成を促進した。

また、さがみロボット産業特区では、平成25・26年度に総合特区推進調整費（本体予算：経済産業省）を活用してリハビリ支援ロボットの開発・実証を行うなど、生活支援ロボットの実用化を通じた県民の安全・安心の実現や、地域経済の活性化に向けた取組を進めた。

さらに平成26年5月に、神奈川県全域が東京圏国家戦略特別区域として指定を受けた。

これまで、複数の医療機関が「病床規制に係る医療法の特例」や「保険外併用療養の特例」を活用し、高度医療の提供に向けた取組を進めており、また、本県でも女性の活躍推進等に向け、「地域限定保育士事業」や「家事支援外国人受入事業」を全国に先駆けて実施した。

特に地域限定保育士事業については、本県が提案・実施した結果、平成28年からは全国措置として2回目の保育士試験が実現し、岩盤規制の突破に大きく貢献した。

東京圏国家戦略特区

【目標】

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

【目標】

個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

さがみロボット産業特区

【目標】

生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

（神奈川県担当課：政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、産業労働局産業振興課）

9 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化

提出先 財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

- 1 都市農業と関連する税制度の見直し
- 2 都市環境と共生する農業経営への支援

【提案内容】

項目1 都市農業の持続的発展を図るため、次の場合に相続税納税猶予制度の対象となるよう税制度の見直しを検討すること。

- (1) 市街化区域外農地及び生産緑地において、温室や畜舎などの農業用施設用地を相続する場合
- (2) 市街化区域外農地において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合
- (3) 生産緑地の貸借を行った場合（市民農園利用を含む）

項目2 都市農業経営の安定化を図るため、都市部の中小規模農家においても容易に導入できる農業用ロボットや、ICTによる高度な環境制御による生産技術の開発を行うとともに、普及を図るための支援策を講じること。

また、農薬飛散や臭気等といった住宅地に隣接することに起因する課題に対する対応策に係る費用や、都市住民に対する農業の理解促進に要する費用への必要な財源措置を講じるとともに、都市農業経営者が補助対象者となりやすい制度を構築すること。

【実現による効果】

相続税納税猶予制度の対象とする農用地を拡大することで経営の継承を容易にし、より多くの農用地を確保することで都市農業の持続的発展が可能になる。また、都市農業経営に対する支援策を拡充することで、農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成・確保に繋がる。

【提案理由】

平成27年4月に「都市農業振興基本法」が成立した。本法においては基本理念として、都市農業の多様な機能の発揮、良好な市街地形成における農との共存等が示されたほか、政府に対し、必要な税制上等の措置を講じるよう求めている。

本県においても、土地価格が高くて税負担が重いなど都市特有の課題があり、経営継承の妨げとなっている。農業生産の維持と多面的機能を有する都市農地の有効利用を図っていくためには、

相続税納税猶予制度の対象とする農用地の拡大が必要である。

また、T P Pの影響が懸念される中、都市農業における経営の安定化を図るには、農業技術の革新による生産性の向上や、都市住民の生活空間で生産活動を行うことによるコスト負担等への対応が必要である。

【本県での取組状況等】

1 都市農業と関連する税制度の見直し

本県では、神奈川県都市農業推進条例を策定し、地産地消の推進、担い手や農地確保、農業体験事業等による農業理解促進など、様々な取組により都市農業の持続的な発展に努めているが、地価が高いことから農業経営における税負担が大きく、特に経営継承時の相続税は大きな障害となっている。

- (1) 農業用施設用地（地価の高い本県においては、土地を高度に活用するための施設利用型農業経営の推進が必要不可欠であり、畜産経営においては基本的経営基盤として畜舎等施設整備が必須）

【本県の園芸施設を利用する販売農家戸数及び飼養経営体数】

園芸施設を利用する販売農家戸数	飼養経営体数	合計（対販売農家）
2,261戸	594戸	2,855戸(19.2%)

※市街化調整区域内の農業用施設用地については、平成12年度の「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正で一定の対応はされているが、市街化調整区域であっても本県の場合は地価が高いため、相続税納税猶予制度の対象拡大が望まれる。

- (2) 市民農園開設時（市民農園は都市住民のニーズが高く、農家による開設が増えている。防災、県土の保全及び保健休養の場など多面的機能を有する都市農地として有効利用を図っていくことが必要）

【本県内市民農園の直近の応募状況】（H27.3）

募集区画数	応募者数	不足区画数
5,799区画	7,902人	2,103区画

- (3) 生産緑地を貸借した場合（生産緑地を貸借した場合に相続税納税猶予制度の対象となることで、より農地を確保することが可能となる。）

【本県の実産緑地地区指定状況】（H26.12）

件数	面積（対市街化区域農地）
8,838箇所	1,380.3ha(46.7%)

2 都市環境と共生する農業経営への支援

本県では、農業用ロボットやICT温室について、平成27年度に関係者による「スマート農業普及推進研究会」を立ち上げ、本県におけるスマート農業の将来像や、実現に向けた推進方策などの検討を行っているが、導入にあたっては、価格や技術が中小規模経営に適合したものになっていない。また、本県都市農業は都市住民の近隣で営農される性質上、農薬飛散や臭気等の対策費用が必要となり、経営への負担が生じている。

【国に期待する具体的事例】

- (1) 都市部の中小規模農家でも、容易に導入できる安価なアシストスーツ等農業用ロボットや、ICTによる高度な環境制御による生産技術開発と、それらの普及を図るための支援策の構築。
- (2) 都市農業経営にあたっての農薬飛散、臭気、土ぼこりといった住宅地に隣接することに起因する課題に対する対応策にかかる費用や、都市住民の都市農業の理解促進に要する費用への財源措置を講じるとともに、都市農業経営者が補助対象者となりやすい制度の構築。

【都市農業特有のコスト例】

- ・都市住民に対する配慮（農薬・土ぼこり等の飛散防止、作業時間の制限、臭気対策等）
- ・農地の規模が小さく、集約化も難しい（都市的利用との混在化が進み小規模・分散しているため、規模拡大による生産性向上は難しく、移動時間のロスもある。）

（神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課、農地課、畜産課）

V 健康・福祉

10 医療・介護における提供体制の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 地域医療介護総合確保基金の改善
- 2 感染症対策の強化
- 3 国民健康保険制度に係る財政基盤の確立

【提案内容】

項目1 基金の医療分については、事業区分Ⅱ及びⅢにも十分な額を配分するとともに、事業区分間の融通を認めること。また、都道府県が年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

さらに、介護分については、市町村ごとのニーズに応じて、現在補助対象とされていない介護施設等の整備、介護ロボット導入支援事業や、「介護離職ゼロ」に向けた取組など幅広く活用ができるようにすること。

項目2 平成26年4月から施行された「風しんに関する特定感染症予防指針」の目標達成に向け、国としても対策を一層強化するとともに、地方自治体が行き組む風しん対策に対し、財政措置を講じること。

また、ジカウイルス感染症など海外で流行している感染症について、迅速に情報提供等を行うとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、水際対策等感染症体制を強化し、それに伴い地方自治体を実施する対策について、財政措置を講じること。

項目3 加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

【実現による効果】

地域医療介護総合確保基金の医療分について、事業区分Ⅱ及びⅢにも十分な額が配分されることにより、在宅医療の推進や医療従事者の確保・養成に必要な事業が実施できる。また、年度当初から事業を実施できるようになり、貴重な財源を有効に活用することができる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。

風しん対策を強化することにより、風しんが撲滅され、感染症対策を強化することにより、海外からの感染症流入の防止、国内での感染拡大防止を図ることができる。

国民健康保険制度については、加入者の負担能力に応じた保険料や一部負担金の水準となることにより、被保険者間の負担不公平が解消される。

【提案理由】

国は、地域医療介護総合確保基金（医療分）について、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分することとしているため、Ⅱ（居宅等における医療の提供）及びⅢ（医療従事者の確保）（特にⅢ）に十分な額が配分されず、事業実施に支障をきたしている。そのため、Ⅱ及びⅢにも十分な額を配分するとともに、区分間の融通を認める必要がある。また、当初予算を組む段階で規模感が示されず、事業実施主体との具体的な調整が困難であるため、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ない。当初予算に計上できるスケジュールで交付する必要がある。

なお、介護分については、地域ごとの事業のニーズを踏まえ、現在基金を活用できない事業についても弾力的に活用可能となるよう見直しが必要である。

風しんについては、今後も周期的に流行する可能性があるため、本県では、「風しん撲滅作戦」を展開し、取組を進めている。国においても、対策を一層強化するとともに、地方自治体が取り組む風しん対策に対して、財政措置を講じる必要がある。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外との人の往来が盛んになることから、適切な情報提供、検査体制の整備、水際対策等を強化するとともに、地方自治体が速やかに対策を実施できるよう、財政措置を講じる必要がある。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から都道府県は国保事業の財政運営主体となり、市町村とともに国保事業運営を担うこととなった。あわせて、全国市町村が行う法定外繰入額に匹敵する3,400億円の財政基盤強化策が実施されることとなり、本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたところである。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえない。今回実施される財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置を確実に実施することが、持続可能な制度としていくために必要である。

【本県における国保加入者の負担の状況 ー所得に対する保険料の負担割合ー】

1,000万円未満収入のいずれの世帯・所得階層とも被用者保険（協会けんぽ）を上回り、特に収入200万円から400万円の世帯の負担が高くなっている。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会 けんぽ	
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯		
100	35.0	13.27%	13.27%	19.61%	25.96%	13.23%	協会けんぽの保険料負担率の2倍を超える世帯
200	122.0	11.17%	14.81%	16.27%	19.18%	8.25%	
300	192.0	10.87%	13.18%	15.49%	17.80%	7.90%	協会けんぽの保険料負担率の1.5倍を超える世帯
400	266.0	10.72%	12.39%	14.05%	15.72%	7.80%	
500	346.0	10.63%	11.91%	13.19%	14.48%	7.38%	
600	426.0	10.57%	11.61%	12.66%	13.61%	7.12%	
700	510.0	10.53%	11.33%	11.99%	12.65%	6.89%	
800	600.0	10.23%	10.79%	10.83%	10.83%	6.65%	
900	690.0	9.42%	9.42%	9.42%	9.42%	6.48%	
1000	780.0	8.33%	8.33%	8.33%	8.33%	6.35%	

※以下のデータをもとに県が作成

- ・協会けんぽは、平成25年10月から適用の保険料率（介護分を除く）、標準報酬月額額は年間16月（ボーナスが4月分支給）として算定。
- ・横浜市は、平成25年度の保険料率による算定（介護分を除く。軽減適用後）。

（神奈川県担当課：保健福祉局医療課、高齢福祉課、健康危機管理課、医療保険課）

1 1 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 医師確保対策の推進
- 2 准看護師養成の停止等
- 3 福祉・介護職員確保対策の推進
- 4 介護サービスにおけるインセンティブの構築
- 5 救急救命士の職域拡大

【提案内容】

- 項目1** 医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、**県内に勤務する医師数の増加が必要**であることから、医師養成数の増加のため、引き続き**医師臨床研修制度における募集定員を引き上げる**こと。
また、新たな専門医制度においては、取得に必要な症例数などから医師の偏在が助長されることがないように、国が調整を図ること。
- 項目2** 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、**早期に准看護師養成を停止**すること。併せて、看護師養成カリキュラムを超高齢社会等のニーズに対応する養成課程の教育内容に見直すこと。
- 項目3** 福祉・介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・育成を図るため、**人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備**すること。
特に、介護現場において、医療・介護サービスを適切に提供できるように、たんの吸引等医療的ケアが可能な職員の育成に向けた研修カリキュラムをニーズに合わせたものとする。
- 項目4** 質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質向上の取組を介護報酬で評価する等、**事業所に対してインセンティブが働く仕組みを構築**すること。
- 項目5** 救急救命士の知識や技能を活用するため、**救急用自動車等以外の場所で業務が行えるよう、職域の拡大について法整備を進める**こと。

【実現による効果】

臨床研修病院における研修医が増えることにより、医師不足及び医師の勤務環境改善につながる。新たな専門医制度において、地域偏在が解消し、医療技術体制の向上が図られる。

また、国が准看護師養成停止の方針を示すことにより、全国で准看護師養成から看護師養成へ

の転換が図られ、医療の高度化、専門化等に対応できる看護師養成を行うことが可能となる。

少子高齢化に対応した看護師養成カリキュラムを見直す(例えば老年看護学実習を増、小児・母性看護学実習を減)ことにより、各養成施設において、安定して小児・母性看護学実習の実習先を確保するとともに、時代の求めに応じた看護基礎教育を実施することが可能となる。

介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や処遇改善につなげていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

喀痰吸引等研修の研修カリキュラムにおいて、実地研修の回数を減らすことにより、医療的ケア対象者の負担が軽減され、更なる研修修了者の増加が見込まれる。

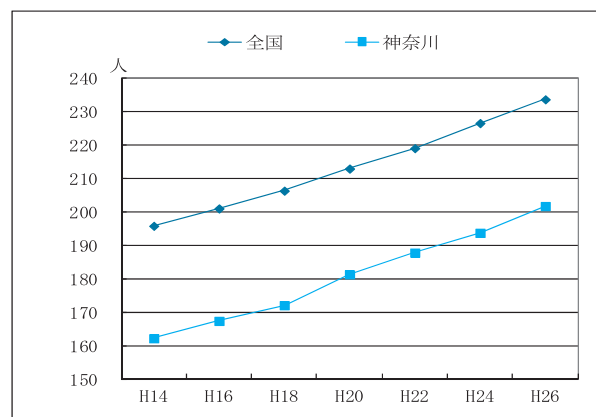
要介護度の改善につながる質の高いサービスや、従業者の資質向上、定着に向けた取組を積極的に評価することにより、より質の高い事業者、介護従業者の増加、ひいては介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳の保持が可能となり、地域包括ケアシステムの構築が促進される。

病院での救急医療が開始される前の救護体制が強化されることにより、安全・安心の確保が充実する。

[人口10万人当たり医師数の推移]

【提案理由】

本県の人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回る状況にあり、医師の絶対数が不足しているほか、地域により偏在しており、地域医療に支障が生じている。新たな専門医制度構築の課題の一つである医師の地域偏在については都道府県が調整することとされたが、他都道府県の基幹施設と連携する医療機関については県での調整に限界があるため、国の調整が必要である。



また、本県では、医療の高度化、専門化等に対応するため、准看護師養成を停止したが、国においても早期に准看護師養成停止の方針を示す必要がある。また、看護師養成カリキュラムは、平成21年第4次改正により統合分野の創設、各分野での教育内容の充実等が図られたものの、少子高齢化に対応する老年看護学等の充実が十分ではないこと、小児・母性看護学における臨地実習先の確保が困難となっていることなどから、分野の統合等も含めた更なる見直しが必要である。

国が掲げる「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護人材を確保することは喫緊の課題となっている。こうした中で、福祉・介護サービスを着実に提供していくには、限られた人材を有効活用するために機能分化を図っていく必要があるが、「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった人材層の役割が混在しており、各人材層に見合った教育・養成体系が構築されていない。このため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

特に喀痰吸引等の医療的ケアが実施可能な介護職員は、十分に確保できていない。急速な高齢化の進展に伴い、対象者数の増加が今後も見込まれる中、たんの吸引等医療的ケアが可能な介護職員の育成に向けた研修カリキュラムを、ニーズに合わせたものにする必要がある。

現在の介護保険制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、要介護度を改善させた場合、報酬は減少してしまう。事業者が行う質の高い介護サービスが適切に評価される仕組みを構築し、従事者の資質向上や定着確保に向けてインセンティブが働くようにする必要がある。

現在、救急救命士の業務を行う場所は、救急用自動車等に限定されているが、約2万人については消防職員でないことから、その資格が活かしていない。本県では救急救命士を職員に採用し、全職員にAED講習を受講させるなど独自の取組を進めているが、更なる有資格者を活用し、病院前救護を推進するためには、大規模集客施設等で業務が行えるよう、職域の拡大について法整備を進める必要がある。

(神奈川県担当課：保健福祉局医療課、保健人材課、地域福祉課、高齢福祉課)

1 2 健康・長寿社会の実現

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 未病改善の取組による健康・長寿社会の実現
- 2 がん対策の充実強化

【提案内容】

項目1 国においても、「未病」概念を導入し、健康の維持・増進、病気等の進行抑制・改善に向けた個人の取組を支援することを、健康・医療政策に明確に位置付けるとともに、地方自治体における「未病」概念に基づく取組への支援を行うこと。

- 項目2** (1) 大半が先進医療に位置付けられている重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象を拡大し、実態に合わせた診療報酬額とすること。
- (2) がん検診受診率向上に向け、国において、労働安全衛生法で事業主にがん検診の実施を義務付けるとともに、効果的、効率的な検診方法の研究、検証を進めること。また、市町村が地域の実情に応じて、受診促進策を充実させることができるよう、十分な財政措置を講じること。
- (3) 実効性のある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の整備など、たばこ対策の充実強化を図ること。
- (4) がん診療連携拠点病院等における診療体制や相談支援等の機能強化と、地域の医療機関との連携を促進するため、診療報酬の充実を図ること。

【実現による効果】

「未病」の概念が健康・医療政策に位置づけられ、食・運動・社会参加による健康づくりに誰もが取り組める社会環境が形成されることにより、国民一人ひとりが、生活習慣病や高齢者の虚弱化の進行から、心身の状態をより健康な状態に近づけることが可能となるなど、健康長寿社会の実現に資する。

先進医療の重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象となった場合には、患者の自己負担額は保険診療の制度で定められた割合（3割負担等）に抑えられる上、高額療養費制度も適用されることから、患者の経済的負担を大幅に下げることができる。

また、保険診療にあたって、実態に合わせた診療報酬額とすることにより、医療機関側の減収を防ぎ、医療機関が重粒子線治療を安定して患者に提供することが可能となる。

がん対策の充実強化により、本県が取り組んでいる、「がんにならない・負けない いのち輝く神奈川づくり」が実現し、県民にとって、がんの早期発見、早期治療、がん発症のリスク削減等に資することに加え、身近な地域で質の高いがん医療を受けることができる。これにより、がんによる死亡者数の減少（75歳未満年齢調整死亡率の減少）につながる。

【提案理由】

平成26年7月に閣議決定された国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念が、地方自治体の先駆的な取組の中で紹介されたが、未病を改善することは、国が掲げる健康・長寿社会の実現にも有用であることから、国の健康・医療政策に明確に位置づけ、国民一人ひとりが、病気になる前はもとより、病気等の進行をくいとめ、健康に近づけるため、食生活の改善や運動の習慣化などに取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。

さらに、ヘルスケアへのICT活用等にも医療介護総合確保基金の使途を拡充するなど、早急に社会環境を整備するために支援が望まれる。

がんは、県民の総死亡者数の約3分の1を占め、死亡原因の第1位であり、今後もライフスタイルの変化や高齢化の急速な進展により、罹患者や死亡者の増加が見込まれている。本県では、従来からがん対策を進めているが、より有効な対策を進めるには、国においても、がん対策を着実に推進していく必要がある。

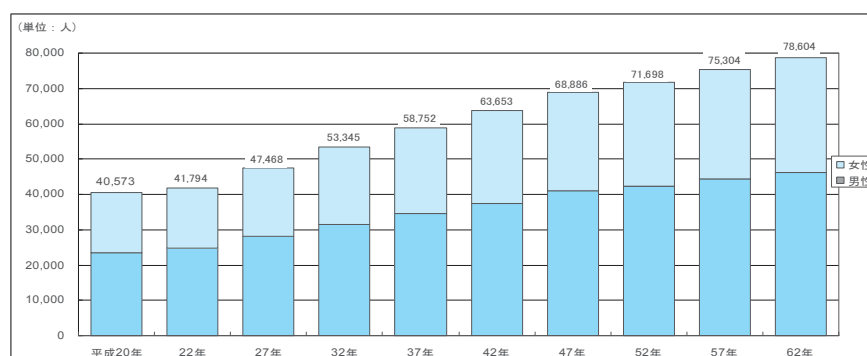
本県では、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成27年12月に開始した。重粒子線によるがん治療は現在、その大半が先進医療に位置付けられており、持続可能な医療保険制度の運営に留意しつつ、保険適用に向けて本県でもエビデンスの確立に向け取り組んでいくが、患者の自己負担額が300万円を超え、高額であるため、患者負担軽減のために重粒子線治療に対する保険適用を拡大していくことが必要である。また、一部保険適用された症例については、診療報酬額が低く抑えられており、医療機関側の経済的負担が大きいことから、実態に合わせた診療報酬額とする必要がある。

がん検診については、受診率が目標値の50%に届いていない状況であり、受診促進には、県の取組に加え、国による検診の義務化や、より効果的、効率的な検診方法の構築、財政面を含む市町村への支援が必要である。また、がん発症の最大のリスクであるたばこの対策についても、法整備など充実強化が必要である。さらに、がん患者が身近な地域で質の高いがん医療を受けられる体制の整備には、がん診療連携拠点病院等が機能強化や地域連携に意欲的に取り組めるよう、診療報酬について、算定方法や施設基準の見直しを含め、更なる充実が必要である。

【健康寿命の現状】

平成25年		男性	女性
	神奈川県	71.57年（全国14位）	74.75年（全国15位）
全国第1位	72.52年（山梨県）	75.78年（山梨県）	
全国	71.19年	74.21年	
(参考) 平成22年		男性	女性
	神奈川県	70.90年（全国12位）	74.36年（全国13位）
全国第1位	71.74年（愛知県）	75.32年（静岡県）	
全国	70.42年	73.62年	

【神奈川県のがんの罹患者数の将来推計】（出典：神奈川県がん対策推進計画 H25.3）



（神奈川県担当課：保健福祉局健康増進課、県立病院課、がん・疾病対策課）

1.3 福祉制度等の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 障害福祉施策に係る超過負担の解消
- 2 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設
- 3 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し
- 4 介護ロボットの介護保険適用
- 5 総合的な認知症対策の充実強化

【提案内容】

項目1 障害福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がなされていないことから、市町村の超過負担が恒常化しているため、国において必要な財源措置や制度の見直しを行うこと。

項目2 子育て世帯や重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児・ひとり親及び身体・知的・精神の重度障害者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに廃止すること。

項目3 介護保険の負担と給付の公平のあり方について、保険料は、負担の公平性に配慮し、負担能力をより反映させた制度とする一方、低所得者に対しては、中長期的な視点を踏まえつつ、軽減措置の拡充を図ること。

また、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるなど必要な見直しを行うこと。

項目4 介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、介護ロボットの利活用を介護保険の適用対象とすること。

項目5 認知症の人やその家族など様々な関係者からの意見を踏まえ策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の実効性が確保されるよう、必要な情報提供や財政措置を講じること。

【実現による効果】

地域生活支援事業に係る市町村の超過負担が解消されることにより、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を実施できるようになる。

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

介護保険制度を見直し、低所得者の負担感、不公平感を軽減し、応能負担を実現することにより、中長期的に安定して制度を運用することが可能となる。

介護ロボットを保険適用とすることにより、導入が推進され、介護従事者の負担の軽減、ひいては離職率の抑制につながる。

財源措置が確実に実行されることにより、選択肢が多く、より効果的な新オレンジプランの推進が担保される。

【提案理由】

障害者総合支援法では地域生活支援事業の財源となる国庫補助金は、事業費の2分の1以内とされているが、実態は大幅に低い補助率となっているため、超過負担を解消する必要がある。また、移動支援や日常生活用具給付等の個人向け給付事業は、負担金事業とする見直しも必要である。

子育て世帯や障害者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度については、国の社会保障政策の中で位置付けられるべきものである。また、地方自治体がこうした助成を行った場合の国保国庫負担金の削減は、直ちに廃止すべきである。

介護保険制度は、急速な高齢化に伴い、保険料及び地方負担が増加傾向にある。保険料の所得段階別の定額制や社会福祉法人に委ねられた利用者負担額軽減制度などについて、負担の公平性や低所得者対策の観点から見直しが必要である。

さらに、介護ロボットについては、サービスの質の向上や従事者の負担軽減につながるものが期待されるものの、費用面の課題が導入の妨げとなっていることから、利活用について介護保険の対象とする必要がある。

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、平成30年度からすべての市町村で実施することとされた「認知症初期集中支援推進事業」や新たな研修事業など、相当の準備を要する事業が多く位置付けられており、国において、研修実施等の人材育成などに関する必要な情報提供など、地方自治体への積極的な支援が必要である。例えば、認知症疾患医療センターの設置などの実効性を確保するためには、国が介護保険事業費補助金など財源措置を確実に実行する必要がある。

【本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移】

(単位：千円)

区 分	H24決算額	H25決算額	H26決算額
市町村地域生活支援事業実績 a	9,632,267	10,392,609	10,946,582
国庫補助想定額 (a×1/2) b	4,816,133	5,196,304	5,473,291
実際の国庫補助額 (補助率) c	3,292,758 (34.2%)	3,467,693 (33.4%)	3,517,034 (32.1%)
市町村負担想定額 (a×1/4) d	2,408,067	2,598,152	2,736,645
実際の市町村負担額 (負担率) e	4,693,064 (48.7%)	5,191,070 (50.0%)	5,671,039 (51.8%)
市町村の負担超過額 (e-d) f	2,284,997	2,592,918	2,934,394

(神奈川県担当課：保健福祉局障害福祉課、医療保険課、高齢福祉課、県民局子ども家庭課)

VI 教育・子育て

1.4 子ども・子育て応援社会の推進

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 待機児童対策の一層の推進
- 2 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

項目1 (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のために必要とされる1兆円ベースの財源のうち、財源措置の方針がしめされていない0.3兆円ベースの財源についても早急に確保し、本来、新制度がめざすべき質の向上を図ること。

(2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所等整備交付金や安心こども基金等による保育所等の整備に関する地方への財政的支援を継続のうえ拡充すること。

(3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、保育士の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。

項目2 子どもの貧困対策、特に生活困窮が強く懸念されるひとり親世帯への支援について、国を挙げた総合的な対策を強力に推進すること。

また、貧困の状態にある子どもに対する支援施策については、地方の意見を聴取し、柔軟な制度とすること。

【実現による効果】

0.3兆円ベースの財源が確保された場合、1歳児の職員配置や4・5歳児の職員配置の改善等が実施される。保育所等の整備に関する地方への財政的支援が拡充された場合、保育所等の整備が一層進む。保育士の給与水準が全職種平均まで改善された場合、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

子どもの貧困対策の取組の強化により、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援がより一層推進され、「子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会の実現」につながる。

【提案理由】

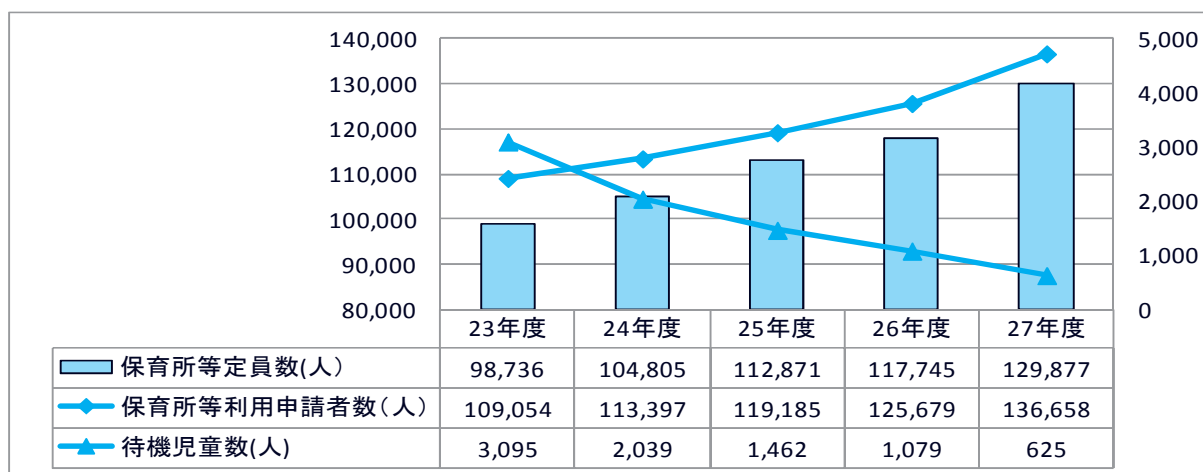
本県における平成 27 年 4 月 1 日時点の保育所等利用待機児童数は 1,000 人を下回ったが、いわゆる潜在的待機児童数は 7,626 人に上り、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。

一方、子ども・子育て支援新制度においては、国の平成 28 年度当初予算では、必要とされる財源 1 兆円のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている 0.3 兆円ベースの財源確保の方針は依然として示されていない。

また、保育所等の整備に関する財政的支援のうち、県が造成した安心こども基金については、事業実施期限が設定されるなど長期的な運用が困難であり、補助率のかさ上げを受けるにあっても、待機児童数や保育拡大量に条件が付されるなど、保育所等の整備に取り組む市町村の足かせとなっている。保育士の処遇については、平成 28 年度も一定の改善が図られるものの、保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額 11 万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準のさらなる改善が必要である。

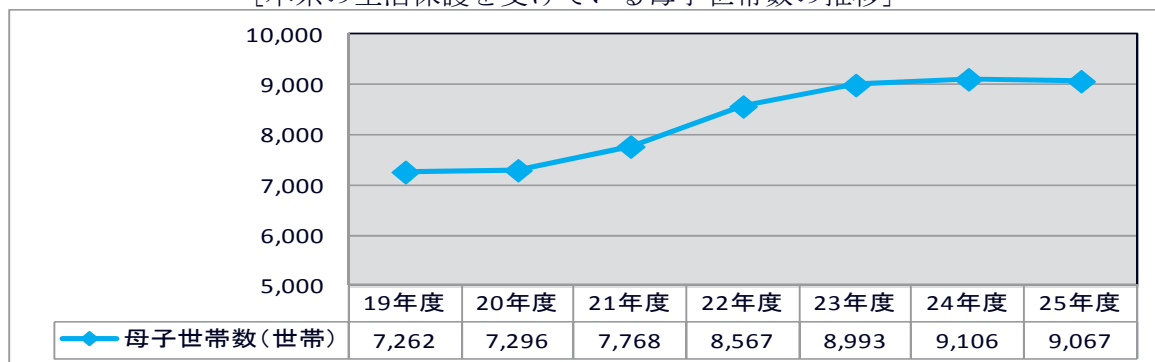
子どもの貧困については、その前提として、親の貧困があり、特に、ひとり親世帯は、非正規労働に就くことが多く、就労が不安定であり、さらに、低賃金につながるなど、社会構造全体に及ぶ課題であるため、子どもたちが生まれ育った環境によってその将来が左右されることのないよう、また、貧困が連鎖することのないよう、国を挙げた対策をより一層進める必要がある。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度 4 月 1 日時点のもの。

[本県の生活保護を受けている母子世帯数の推移]



※ 「神奈川県的生活保護」より作成。数値は各年度の平均。

(神奈川県担当課：県民局次世代育成課、子ども家庭課、青少年課)

Ⅶ 県民生活

15 拉致問題の早期解決

提出先 内閣官房、外務省

【提案項目】

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

- 【項目1】(1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。
- (2) 「対話と圧力」という姿勢で日朝政府間協議に臨むとともに、あらゆる方策を尽くし、拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。
- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、拉致被害者の安全を確保するため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。
- (4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。

【実現による効果】

拉致問題の全面解決及び拉致被害者等の帰国により、拉致被害者家族及び県民の長年の悲願が実現する。

【提案理由】

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、10年以上が過ぎている。拉致被害者の帰国を待つご家族の高齢化も進み、残された時間は少なく、早期帰国の実現が必要である。

平成26年3月には、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会が、拉致問題を含めた人権侵害に関する最終報告書を国連人権理事会に提出し、人権侵害を非難する決議がされた。また、7月には北朝鮮において、日本人拉致被害者等の安否を調査する特別調査委員会が設置されたが、今年1月には核実験の実施、2月には弾道ミサイルの発射等挑発行為が続いた。このため、日本政府が独自制裁を強化したが、北朝鮮は一方的に日本人拉致被害者等全ての日本人に関する包括的調査の全面的中止及び特別調査委員会の解体を表明した。拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、関係諸国や国際機関等と連携して取組を進める必要がある。

さらに、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の疑いが排除できないいわゆる特定失踪者にまで拉致問題の取組の枠を広げる必要がある。この間、外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、あらゆる方策を講じる必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、北朝鮮による拉致問題についての理解が深まり、県民世論が喚起され、この問題の解決に国がより強く北朝鮮との交渉に臨めるよう、啓発に取り組んでいる。

具体的には、国や市町村と連携し、県内各地での映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会の実施や、特定失踪者を含めた拉致問題の講演会を開催している。12月の「人権週間」や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、県のたよりやホームページなどを活用した広報、パネル展示やポスター掲示なども実施している。

平成27年度 拉致問題に関する本県の主な取組

1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等

- (1) 年月日：平成27年7月24日～12月19日の間 計5回
- (2) 場 所：県内各地
- (3) 内 容：映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映、パネル展等
- (4) 参 加：802人

2 「すべての拉致被害者救出を！」神奈川県民のつどいの開催

- (1) 年月日：平成27年12月12日
- (2) 場 所：かながわ産業振興センターホール
- (3) 内 容：対談（俳優津川雅彦氏、横田夫妻、知事）
特定失踪者家族紹介、パネル展、拉致被害者ご家族オリジナルビデオメッセージ上映等
- (4) 参 加：170人



3 神奈川ゆかりの特定失踪者パネル展示

- (1) 年月日：平成27年4月～平成28年2月
- (2) 場 所：65か所（県民利用施設や県内市役所ロビーなど）
- (3) 内 容：神奈川ゆかりの特定失踪者パネルを県内各地で展示

4 その他

- (1) 県ホームページにおける「拉致問題を風化させない取組み」の紹介、特定失踪者ご家族から寄せられたメッセージ等の掲載
- (2) 県広報紙「県のたより」等において広報を実施
- (3) 政府作成の拉致問題に関するポスターの掲示
- (4) ブルーリボン運動への協力



(神奈川県担当課：県民局国際課)

VIII 県土・まちづくり

16 広域交通ネットワークの整備促進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

- 1 東京五輪とその先を見据えた幹線道路網の整備と活用
- 2 橋梁・トンネル等道路施設の老朽化・防災対策
- 3 鉄道網の整備促進

【提案内容】

- 項目1 (1) 東京オリンピック・パラリンピックの開催を受け、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線(圏央道)」、「新東名高速道路」、「厚木秦野道路」及び「高速横浜環状北線・北西線」の早期整備を図ること。また、新東名高速道路の海老名以東の計画の具体化を図ること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用するため、東名高速道路等の渋滞対策やスマートICの早期整備を図ること。
- (3) インターチェンジや観光地にアクセスする道路など、幹線道路の整備推進に必要な予算措置を講じること。また、地方創生の拠点となる道の駅の整備を促進できるよう、支援の取組を強化すること。
- 項目2 道路施設の高齢化への対応や、巨大地震等の大規模災害への備えなど、国土の強靱化に向けた取組を推進するため、道路施設の老朽化対策、防災・減災施策に必要な予算措置を講じること。
- 項目3 (1) リニア中央新幹線については、整備を促進するとともに、神奈川県駅(橋本)周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ財政支援を講じること。
- (2) 寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅や藤沢市村岡地区の東海道線新駅等の実現を図るため、駅舎整備への地元自治体の負担を軽減する制度整備や確実な予算措置を講じること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸などの、神奈川の拠点づくりを支える鉄道整備について、公的支援を拡大すること。
- 特に、既存路線の延伸などにより、新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業については、国による助成制度の拡充を図ることや、新たな支援方策を構築すること。

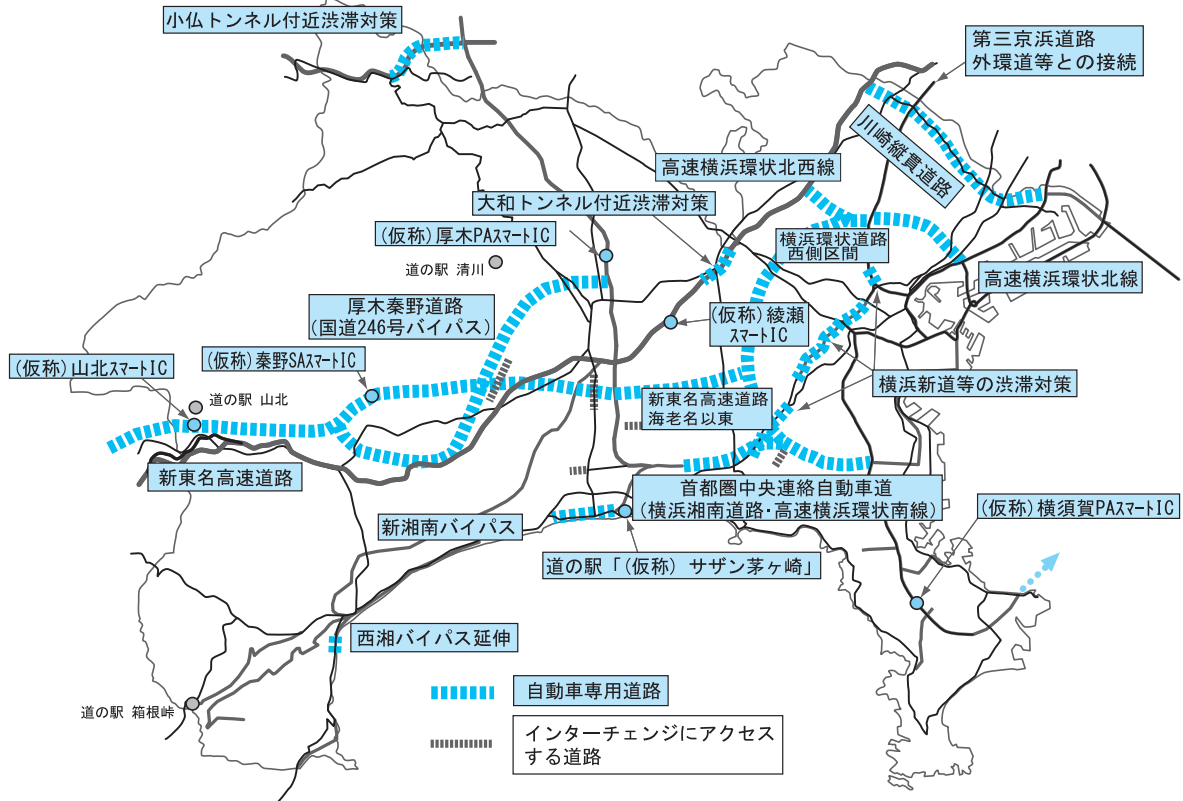
【実現による効果】

神奈川における拠点づくりと、拠点を結ぶ交通ネットワークの形成により、過度な東京都心一極集中、災害リスク、人口減少などの課題を首都圏全体で受け止めるとともに、神奈川から経済のエンジンを回し、首都圏全体の都市機能向上に貢献する。

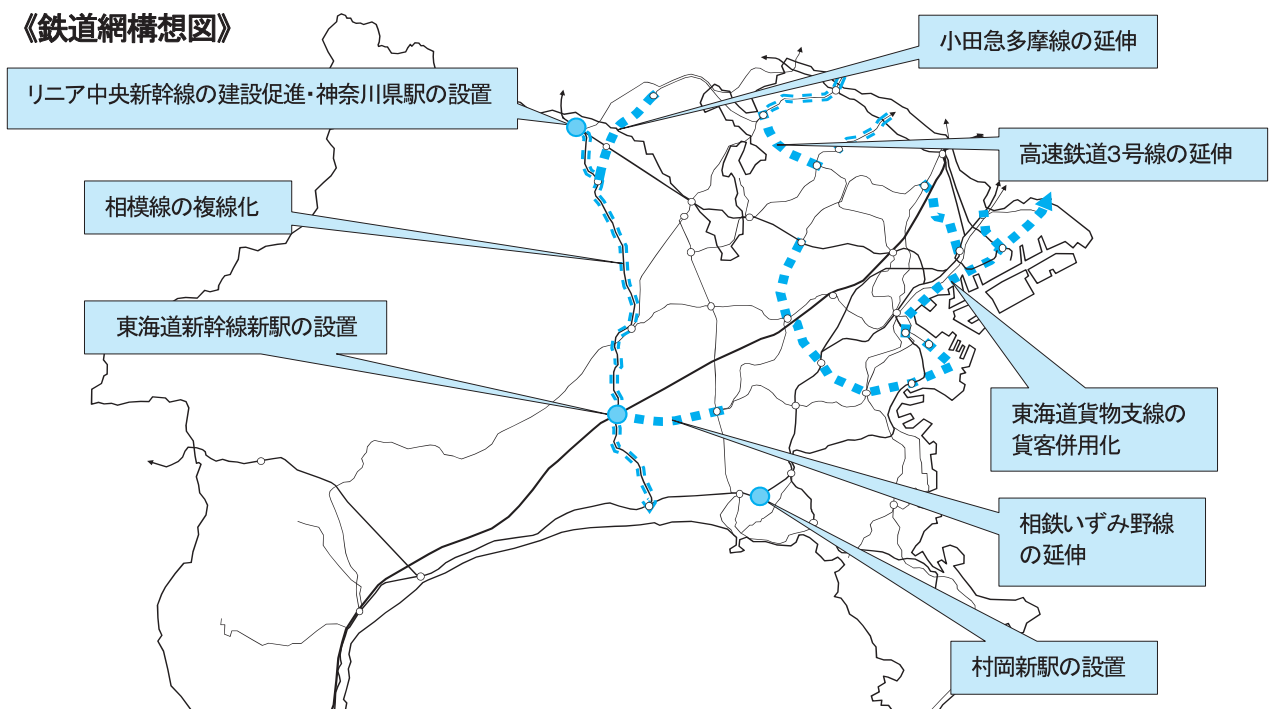
【提案理由】

首都圏機能の一翼を担う本県においては、首都圏の各都市や県内地域間の連携を強化し、あらゆる社会経済活動を支える利便性の高い交通ネットワークを形成することが不可欠である。

《道路網構想図》



《鉄道網構想図》



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、道路企画課、道路管理課)

参 考 1

「平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 8 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 15 拉致問題の早期解決

内閣府

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 6 大規模災害対策の推進
- 7 基地対策の推進
- 8 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 14 子ども・子育て応援社会の推進

総務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 16 広域交通ネットワークの整備促進

消防庁

- 6 大規模災害対策の推進

外務省

- 7 基地対策の推進
- 15 拉致問題の早期解決

財務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 9 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化

文部科学省

- 6 大規模災害対策の推進
- 14 子ども・子育て応援社会の推進

厚生労働省

- 10 医療・介護における提供体制の推進
- 11 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 12 健康・長寿社会の実現
- 13 福祉制度等の見直し
- 14 子ども・子育て応援社会の推進

農林水産省

- 9 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化

経済産業省

- 4 分散型エネルギーシステムの構築
- 6 大規模災害対策の推進

資源エネルギー庁

- 4 分散型エネルギーシステムの構築
- 6 大規模災害対策の推進

国土交通省

- 5 自動車に係るPM_{2.5}対策の推進
- 6 大規模災害対策の推進
- 9 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化
- 16 広域交通ネットワークの整備促進

気象庁

- 6 大規模災害対策の推進

環境省

- 5 自動車に係るPM_{2.5}対策の推進

原子力規制庁

- 6 大規模災害対策の推進

防衛省

- 7 基地対策の推進

各府省

- 1 地方分権改革の着実な推進

「平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項
神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略関連項目一覧

平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案	神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略
II エネルギー・環境 4 分散型エネルギーシステムの構築	基本目標 2 (2) 神奈川モデルのショーケース化
IV 産業・労働 8 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進	基本目標 1 (1) 未病産業 (2) ロボット産業 (5) 産業創出・育成 基本目標 2 (2) 神奈川モデルのショーケース化
V 健康・福祉 10 医療・介護における提供体制の推進 11 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着 12 健康・長寿社会の実現 13 福祉制度等の見直し	基本目標 3 (1) 結婚から育児までの切れ目ない支援 基本目標 4 (1) 健康長寿のまちづくり 基本目標 4 (1) 健康長寿のまちづくり 基本目標 1 (2) ロボット産業
VI 教育・子育て 14 子ども・子育て応援社会の推進	基本目標 3 (1) 結婚から育児までの切れ目ない支援
VIII 県土・まちづくり 16 広域交通ネットワークの整備促進	基本目標 4 (2) 持続可能な魅力あるまちづくり (3) 交通ネットワークの充実



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152 ～ 3155）

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 (045)210-1111（代表）